

## 大関守宏さんが埼玉県知事表彰を受賞しました



埼玉県知事表彰を受賞した大関守宏さん

11月14日に開催された「県民の日記念式典」において、農業委員および会長を務められた大関守宏さん(南河原)が、埼玉県表彰規則に基づき、大野県知事から表彰されました。

この表彰は、県民の模範となるべき功績のあった方をたたえるもので、大関さんは、長年にわたり農業委員および会長として、農業の担い手の確保、農家への支援、農地の利用集積の促進などに積極的に取り組み、本市の農業の近代化と農家の経営安定化に大きく貢献してきたことが高く評価されました。

▶問い合わせ 農業委員会事務局(内線390)

## 行田はちまんマルシェ新春初売り & おたのしみくじを開催します

毎週日曜日の午前9時から正午まで開催している行田はちまんマルシェでは、朝採れ野菜や果物に加えて、お菓子や軽食、クラフト品など多様な品目を販売しています。

新年最初の開催となる1月7日の行田はちまんマルシェでは、福袋の販売とおたのしみくじ(1回100円)を行います。福袋は各店舗ごとにバラエティに富んだものをご用意しています。

また、おたのしみくじを引いた方には内容に応じてプレゼントを差し上げます(数に限りあり)。ぜひお越しください。

▶場所 若葉保育園駐車場(行田11-10)

▶主催 行田はちまんマルシェ実行委員会

▶その他 駐車場は明治安田生命駐車場を、駐輪場は大黒屋駐車場をご利用ください。

▶問い合わせ 農政課(内線386)



## 農業委員の新井健一さん、順子さんが農事功績者表彰を受賞しました



行田市長に受賞の喜びを報告する新井順子さん(左)と健一さん(中央)

11月15日に行われた公益社団法人大日本農会主催の令和5年度農事功績表彰において、新井健一さん、順子さん夫妻が緑白綬有功章を受章し、その報告のため12月13日に市役所を訪れました。

緑白綬有功章は、農業改良の奨励など、地域農業の発展に貢献した農業経営者を表彰するもので、新井さんは、スマート農業への取り組みや指導農士として担い手確保・育成などの活動が評価され、このたびの受章となりました。また、学校給食向けの出荷先確保や稲わらの有効活用による地域内資源循環と畜産振興を推進し、さらなる効率化を実現しました。

▶問い合わせ 農業委員会事務局(内線390)

## 高温障害の影響に伴い次期作の種・肥料代を補助します

令和5年の夏季に生じた猛暑の影響を受けた農業者に対し、次期作に向けた米・大豆の種苗費および肥料代相当額を支援します。

▶対象となる方

- ・市内在住の方
- ・令和5年度経営所得対策等の交付金にかかる「営農計画書」において米または大豆の作付面積の記載があり、10月末までに営農計画書を提出済みの方
- ・米においては今年度収穫したものの等級が規格外であった農業者
- ・市税の滞納がない方

▶対象となる費用

次期作のために購入した種苗費および肥料代

▶申請期限 1月31日(水)まで(予定)

▶その他 必要書類などの詳細は市ホームページなどでお知らせします。

▶問い合わせ 農政課(内線373)

## 産前産後期間相当分(4カ月分)の国民健康保険税が軽減されます

▶対象 令和5年11月1日以降に出産(予定)した国民健康保険被保険者(妊娠85日(4カ月)以上の出産)

※死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合を含む

▶受付期間 出産予定日の6カ月前から申請可※令和5年11月~12月に出産をした方は、手続き不要です。

▶申請に必要なもの 産前産後期間に係る保険税軽減届出書、母子健康手帳など※出産後に申請を行う場合は、親子関係を明らかにする書類が必要

▶国民健康保険税の免除方法 その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月または出産月の前月から出産予定月または出産月の翌々月(以下「産前産後期間」という)相当分が減額されます。

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	1カ月後	2カ月後
単胎の方			出産予定月		
多胎の方			出産予定月		

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月または出産月の3カ月前から6カ月相当分が減額されます。

令和5年度については、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	12月	令和6年1月	2月
		出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。

…対象期間

▶申請・問い合わせ 保険年金課国保グループ(内線271・272)

## 第9期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)に対する意見を募集します

市では、老人福祉法および介護保険法に基づき、高齢者の生活支援事業や介護保険事業などを一体的に定めた計画の策定を進めています。

このたび、計画案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

▶募集期間 1月29日(月)まで

▶閲覧場所 高齢者福祉課、市政情報コーナー、南河原支所、市ホームページ

▶意見の提出が可能な方 次のいずれかに該当する方

- ・市内在住・在勤・在学の方
- ・市内で事業を行っている方または団体など
- ・本市に対して納税義務を有する方または団体など
- ・その他、当該計画に対して利害関係を有する方または団体など

▶提出方法 住所、氏名、電話番号を明記(様式自由)の上、持参、郵送、FAX、Eメール、行田市電子申請・届出サービスのいずれかの方法により提出してください。

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市高齢者福祉課

【FAX】564-3770

【Eメール】kourei@city.gyoda.lg.jp

【行田市電子申請・届出サービス】[https://apply.e-tumo.jp/city-gyoda-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSep=63744](https://apply.e-tumo.jp/city-gyoda-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSep=63744)

▶その他 電話や口頭での受け付けは行いません。

・個別での回答は行いません。

・個人を特定できないように編集し、概要を市ホームページで公表します。

・意見に基づいて計画を修正した場合は、その内容を公表します。

▶問い合わせ 同課地域包括ケアグループ(内線290)



## 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)および障がい者計画等(案)に関する合同説明会を開催します

市では、誰もが住み慣れた地域でその人らしく人生の最期まで暮らせるまちを目指す「第9期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」および、全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく共に生きる「共生社会」の実現に向けた「第5期行田市障がい者計画等」の策定を進めています。

このたび、市民の皆さんに両計画の理解を深めていただくための合同説明会を開催します。ぜひご参加ください。

▶日時 1月28日(日)午前10時30分~正午(午前10時から受け付け)

▶場所 行田グリーンアリーナ2階研修室  
▶内容 第9期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)および第5期行田市障がい者計画等(案)の概要説明

▶対象 市内在住・在勤・在学の方

▶定員 80人(先着順)※申し込み不要

▶持ち物 室内履き、下足袋

▶問い合わせ 第9期行田市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画(案)については高齢者福祉課地域包括ケアグループ(内線290)、第5期行田市障がい者計画等(案)については福祉課障がい福祉グループ(内線266)